

平成24年度
医療事故・紛争対応人材養成講座

「医療事故と法律」

(診療情報開示と)個人情報保護

神戸大学大学院法学研究科
丸山英二

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/>

プライバシー・カルテ開示・個人情報保護

- ◆伝統的な守秘義務
- ◆カルテ開示・診療情報開示
- ◆個人情報保護法制

個人情報保護法第20条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

同25条

- 1 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示……を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

個人情報保護法制のポイント

◆個人情報保護法制の基本的スタンス

- ・個人情報保護法1条

「……個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」

◆個人情報の取扱いにおける透明性の確保

その際のキーポイントは個人情報の利用目的

◆個人情報の取扱いにおける本人関与の保障

伝統的な守秘義務

刑法134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

保健師助産師看護師法42条の2 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

同第44条の3 第42条の2の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

診療情報の開示——これまでの経緯

1998(平成10).6.厚生省「カルテ等の診療情報の活用に関する検討会(座長:森島昭夫上智大教授)」報告書——「[診療情報について]法律上開示請求権及び開示義務を定めることには大きな意義があり、今後これを実現する方向で進むべきであると考える。」

日本医師会:医療審議会などで、情報開示には肯定的であっても、その法制化には否定的な姿勢を示す——開示法制化の速やかな実現に結びつくには至らなかった。

診療情報の開示——指針の制定

1999.4.日本医師会——医療従事者側の自主的な取組みとして、「診療情報の提供に関する指針」を制定し、診療記録の閲覧・謄写請求に対して、原則としてこれに応じることを定めた。

1999.2.「国立大学付属病院診療情報提供指針」

1999.10.「都立病院診療情報提供指針」

2000.7.「国立病院等診療情報提供指針」

2002.10.日本医師会「診療情報の提供に関する指針[第2版]」——遺族(法定相続人に限定)に対する開示を認めた。

2003.6.「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」報告書——ガイドライン(案)の提示、開示の法整備は見送り

2003.9.医政局長通知医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」

診療情報の提供等に関する指針

1 本指針の目的・位置付け, 2 定義, 3 診療情報の提供に関する一般原則, 4 医療従事者の守秘義務, 5 診療記録の正確性の確保, 6 診療中の診療情報の提供

7 診療記録の開示

(1) 診療記録の開示に関する原則, (2) 診療記録の開示を求め得る者, (3) 診療記録の開示に関する手続, (4) 診療記録の開示に要する費用

8 診療情報の提供を拒み得る場合

9 遺族に対する診療情報の提供

10 他の医療従事者からの求めによる診療情報の提供

11 診療情報の提供に関する苦情処理

12 診療情報の提供に関する規程の整備

個人情報保護法制の整備と医療

- ・個人情報取扱いに当たっての利用目的の特定
- ・利用目的の本人への通知または公表
- ・（本人の同意なしの）個人情報の目的外利用禁止
- ・（本人の同意なしの）個人情報の第三者提供禁止
- ・（本人からの）個人情報の開示・訂正・利用停止請求
- ・（本人からの）苦情に対する対応

個人情報保護法

個人情報保護法(正式には、「個人情報の保護に関する法律」)が2003年5月に制定された。そのうち、個人情報の適正な取扱いに関する基本法としての規定を定める第1～3章は直ちに施行され、個人情報取扱事業者(個人情報データベースなどを事業の用に供している民間の事業者)の具体的な義務や罰則などを定める第4～6章は2005年4月1日に施行された。同法のほか、

国の行政機関の具体的義務については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が、

独立行政法人等の具体的義務については「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が、

地方公共団体については個人情報保護条例が、規定している。

個人情報保護法制

民間部門

(義務・罰則)

個人情報
保護法
(4~6章)
(2003.5成立,
05.4施行)

公 的 部 門

行政機關

行政機關
個人情報
保護法
(2003.5成立,
05.4施行)

門

行政法人

独立行政機
關等個人情
報保護法
(2003.5成立,
05.4施行)

地方公共団体

各地方公共
団体・個人情
報保護条例

個人情報保護法（2003.5.30.成立）：基本法（1章・
総則、2章・国及び地方公共団体等の責務等、3章・個人情報
の保護に関する施策等）の部分は公布時03.5.30に施行）

個人情報保護法とOECDガイドライン

- ◆1970年代、欧米各国で個人情報保護法が制定された。この動きに対応するため、1980年にOECD（経済協力開発機構）が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」を採択し、その附属文書でいわゆるOECD8原則が提示された。
- ◆1995年にはEU（欧洲連合）指令95/46号「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧洲議会及び理事会の指令」が出され、「加盟国は、個人データの第三国への移転は、当該第三国が十分な水準の保護を確保している場合に限って行うことできることを定めなければならない」（25条1項要約）と規定された。

個人情報保護法制定の経緯

平成11年11月——高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会(座長:堀部政男中央大学教授。平成11年7月~)「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」
(OECD勧告の強い影響)

平成12年10月——情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会(委員長:園部逸夫前最高裁判事。平成12年1月~)
「個人情報保護基本法制に関する大綱」

平成13年3月——旧法案国会提出(平成14年12月廃案)

平成15年3月新法案(旧法案4~8条の基本原則——①利用目的による制限;②適正な取得;③正確性の確保;④安全性の確保;⑤透明性の確保——の削除, 著述業者に義務免除, 報道の定義, 義務免除者への提供に対する制裁不行使)提出, 同年5月23日成立, 30日公布。

OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

OECD8原則

個人情報取扱事業者の義務

○ 目的明確化の原則

収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき



- 利用目的をできる限り特定しなければならない。(第15条)
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。(第16条)
- 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。(第23条)

○ 利用制限の原則

データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない



- 偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)

○ 収集制限の原則

適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき



- 正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)

○ データ内容の原則

利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき



- 安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(第20条)
- 従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。(第21、22条)

○ 安全保護の原則

合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき



- 取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条)
- 利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならぬ。(第24条)
- 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。(第25条)
- 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条)
- 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)

○ 公開の原則

データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき



- 苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)

○ 個人参加の原則

自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申立を保証するべき

○ 責任の原則

管理者は諸原則実施の責任を有する

* 各義務規定には適宜除外事由あり。

個人情報取扱事業者の義務：利用目的

第15条 1 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

事業者の義務: 利用目的による制限

第16条 1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

個人情報取扱事業者の義務：利用目的の通知・公表

第18条 1 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- [三、四、略]

個人情報取扱事業者の義務:第三者提供

第23条 1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

個人情報取扱事業者の義務：開示

第25条 1 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示…を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

個人情報・個人データ・保有個人データ

個人に関する情報

(死者の情報)

個人識別性
のない情報)

個人情報 [法15～18条が適用される—目的の制限・適正取得]

(散在
情報)

個人データ [法19～23条が適用される—第
三者提供禁止]

(①取扱いの
委託を受け
た情報, ②
存否を明ら
かにできな
い情報, ③
短期間で消
去する情報)

保有個人データ

[法24～30条が適
用される—開示・訂
正請求等の対象となる]

附帯決議と医療に関する個別法

- ◆衆議院個人情報保護に関する特別委員会——「五 医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること」
- ◆参議院個人情報の保護に関する特別委員会——「五 医療(遺伝子治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む)、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること」

個人情報の保護に関する基本方針

2004（平成16）年4月2日閣議決定

2008（平成20）年4月25日一部変更

2009（平成21）年9月1日一部変更（消費者庁設置）

「個人情報の保護に関する基本方針」——政府が、個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るために制定。

——「個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに〔早急に検討し、法の全面施行までに、一定の結論を得る〕講じるものとする。」

個人情報保護と医療

- ◆厚生労働省医政局「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」(平成16年6月～12月)
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16.12.24)

[本ガイドラインが対象としている事業者の範囲は、①病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者……であり、いずれについても、個人情報保護に関する他の法律や条例が適用される、国、地方公共団体、独立行政法人等が設置するものを除く。ただし、医療・介護分野における個人情報保護の精神は同一であることから、これらの事業者も本ガイドラインに十分配慮することが望ましい。]

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

Ⅲ 医療・介護関係事業者の責務等

1. 利用目的の特定等(法第15条、第16条)
2. 利用目的の通知等(法第18条)
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保(法第17条、第19条)
4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督(法第20条～第22条)
5. 個人データの第三者提供(法第23条)
6. 保有個人データに関する事項の公表等(法第24条)
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示(法第25条)
8. 訂正及び利用停止(法第26条、第27条)
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料(法第29条、第30条)
10. 理由の説明、苦情対応(法第28条、第31条)

診療情報の目的外利用・第三者提供

法16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、
特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を
取り扱ってはならない。

法23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

ガイドライン24頁 「第三者への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、原則として默示による同意が得られているものと考えられる。」

・院内掲示等で公表すべき、医療関係事業者の通常の業務で想定される利用目的→ガイドライン別表2→それを踏まえて作られた、日本医師会『医療機関における個人情報の保護』書式1「利用目的に関する院内掲示」

書式1 利用目的に関する院内掲示

当院は患者さんの個人情報保護に 全力で取り組んでいます

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

院長

当院における個人情報の利用目的

◎医療提供

- ▶当院での医療サービスの提供
- ▶他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▶他の医療機関等からの照会への回答
- ▶患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▶検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶ご家族等への病状説明
- ▶その他、患者さんへの医療提供に関する利用

◎診療費請求のための事務

- ▶当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▶審査支払機関へのレセプトの提出

◎診療費請求のための事務

- ▶当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▶審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▶公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

◎当院の管理運営業務

- ▶会計・経理
- ▶医療事故等の報告
- ▶当該患者さんの医療サービスの向上
- ▶入退院等の病棟管理
- ▶その他、当院の管理運営業務に関する利用

◎企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

◎医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談
又は届出等

◎医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◎当院内において行われる医療実習への協力

◎医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

◎外部監査機関への情報提供

付記

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

個別法の要否について(医療)

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会「医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について」(平16・12・24日)

「医療機関等における個人情報保護のための措置としては、個人情報保護法、同法第6条第3項措置の内容も含んで作成されたガイドライン(案)、刑法及び各資格法等に定められた守秘義務規定並びに『診療情報の提供等に関する指針』が適用されることとなり、医療分野の個人情報については、他の分野に比べ手厚い保護のための格別の措置が講じられることになることから、現段階においては、個人情報保護法の全面施行に際し、これらの措置に加えて個別法がなければ十分な保護を図ることができないという状況には必ずしもないと思われる。」

診療情報提供指針と個人情報ガイドラインの相違

◆診療情報提供指針では死者の情報も対象となっている——ガイドラインⅠ8では、(ガイドラインの対象とはならないとしつつも)指針の手続に従うものと言及された。

9 遺族に対する診療情報の提供

- 医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない。
- ……診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)とする。
- 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名譽等を十分に尊重することが必要である。

診療情報提供指針と個人情報ガイドラインの相違

- ◆患者に代わって開示を求めることができる者に「患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者」が含まれている——ガイドラインに明記されていない。

開示を請求できる者：指針

【診療記録の開示を求め得る者】

○ 診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって開示を求めることができるものとする。

- ① 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- ② 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ③ 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- ④ 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

開示を請求できる者：法・施行令

【個人情報保護法第29条】

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

【個人情報保護法施行令第8条】

法第29条第3項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

指針8 診療情報の提供を拒み得る場合

○ 医療従事者等は、診療情報の提供が次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができる。

① 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき

② 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

<①に該当することが想定され得る事例>

- ・ 患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合

<②に該当することが想定され得る事例>

- ・ 症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

※ 個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。

ガイドラインⅢ 7(2)開示の例外

開示することで、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。具体的な事例は以下のとおりである。

(例)

- ・患者・利用者の状況等について、家族や患者・利用者の関係者が医療・介護サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者・利用者自身に当該情報を提供することにより、患者・利用者と家族や患者・利用者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合
- ・症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

※個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。また、保有個人データである診療情報の開示に当たっては、「診療情報の提供等に関する指針」の内容にも配慮する必要がある。

個人情報の保護に関する基本方針

2008（平成20）年4月25日一部変更

1(2)② いわゆる「過剰反応」を踏まえた取組

昨今、プライバシー意識の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等の様々な要因から、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報の提供を控えたり、運用上作成可能な名簿の作成を取り止めたりするなど、いわゆる「過剰反応」が生じている。

国民生活審議会は、「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成19年6月29日）において、法の具体的な内容の広報・啓発等、いわゆる「過剰反応」対策に万全を期することを求め…ている。

国は、…事業者及び国民に対する広報・啓発に積極的に取り組むものとする。また、各地方公共団体においては、3の(2)の①にあるように、住民へ周知するための積極的な広報活動に取り組むことが求められる。

また、いわゆる「過剰反応」が生じる背景には、個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）が自らの個人情報の取扱いに不安を感じることも一因としてあると考えられることから、法の適切な運用等により、個人情報の適切な取扱いを図っていく必要がある。

個人情報の保護に関する基本方針

2008（平成20）年4月25日一部変更

1(3) 国際的な協調

…また、法のルール及び基本方針に基づいて個人情報保護の取組を推進するに当たっては、OECDをはじめとして、アジア太平洋経済協力(APEC)、欧州連合(EU)等様々な場で進められている国際的な取組を踏まえ、プライバシー保護に関する越境執行協力等、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の法制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。

2(5) 個人情報の保護に関する国際的な取組への対応

OECDでは、プライバシー法執行の越境的な課題が検討され、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有、調査・執行の越境協力の課題が検討されている。こうしたOECD、APECにおける取組やEU等で進められている取組を踏まえ、事業者の自律的な取組を尊重する我が国の法制度(1の(2)の③参照)との整合性に留意しつつ、1の(3)に基づく国際的な協調の観点から、我が国として必要な対応を検討していくものとする。また、「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告」(平成19年6月12日採択)に基づき、消費者庁は、各省庁と協力し、必要な対応・措置を検討する。

個人情報の保護に関する基本方針

2008（平成20）年4月25日一部変更

6(1)② 消費者等の権利利益の一層の保護

…消費者等、本人の権利利益保護の観点から、以下に掲げる点を考慮した記述を盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことも重要である。

- ・保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。
- ・委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。
- ・事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。
- ・個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を、可能な限り具体的に明記すること。

また、事業者において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要である。

医療・介護関係事業者個人情報ガイドライン

◆平成22年9月17日一部改正

Ⅲ 9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料(法第29条, 第30条)

——開示等の求めの方法は書面によることが望ましいが、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である。

医療等情報個別法制定への動き

◆厚生労働省

社会保障分野サブワーキンググループ及び

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会

の合同開催

・第1～9回(平成24年4月12日～9月12日)

◆「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」(平成24年9月18日)

医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書について（要旨）

現在、政府においては、社会保障・税の分野において共通に用いられる番号体系及びそのための情報連携の基盤のあり方が議論されており、昨年とりまとめられた「社会保障・税番号大綱」に基づき、通称マイナンバー法案が国会に提出されている。

医療・介護等の分野は、年金分野における基礎年金番号のようなその分野のみで使われる統一した番号を有しておらず、今回のマイナンバーについても社会保障・税の法定事務において限定的に利用することが想定され、医療機関等や大学等研究機関が利活用することができない整理となっている。そのような状況の中で、なぜ、医療・介護等の分野については独自に個別法を作り、対応することが求められているのであろうか。

ひとつには、医療・介護等の分野においては、多数の多種多様な機関の間での情報共有が必要であるということだ。大きな病院から診療所まで、薬局、介護事業者、訪問看護事業者など、国民に直接サービスを提供する機関から保険組合まで、数多い、また、多様な機関があり、国民ひとりひとりの健康を守り、向上させるためには、それら機関の間での情報共有を図ることが国民にとってのメリットとなる。したがって、行政機関内部の情報のやりとりが想定されるシステムとは大きくその性質が異なる。特に、世界にも例のない少子高齢化が進展する我が国において、今後とも皆保険制度を堅持し、質の高い医療・介護サービス等を確保していくためには、この分野における本人や関係者の情報活用に資するICT化・ネットワーク化の基盤整備は極めて重要であり、「社会保障・税番号大綱」にも例示されたとおり、医療・介護等のサービスの質の向上等に活用できる番号制度を導入する必要がある。

ふたつには、情報の機密性からくる情報保護と情報共有のバランスをとるという、医療・介護等分野に特徴的な課題がある。医療・介護等の分野で取り扱われる情報は生命・身体・健康等にかかわる機密性の高い情報が多く、その保護には厳格な取扱を確保する必要性も高い分野となっている。それとともに、機密性が高いからと言って情報共有を最小限度にすることは、必ずしも国民のメリットとならない。実際、医療現場を例にとれば、ほとんどの患者は、自分の病気等を治す可能性を高めるためには、特定の医療機関の特定の医師が知り得た医療情報が、一定の信頼の範囲の中で、他の専門家と共有されることを歓迎するであろう。こうした医療・介護等の分野の特性を踏まえ、番号、保護措置などの法整備を含めた環境整備の検討が求められている。

みつには、医療・介護等の分野では、個益（患者等の個人が受けるメリット）と公益（患者等の本人のみならず、その家族、同世代や将来の世代の一般国民が受けるメリット）が密接に関連していることがある。特に医療は、医師と患者の信頼関係に基づいて行われることが基本であり、患者は、最適な治療を受けることを期待して自らの健康等に関する情報を医師に伝え、医師は患者の期待に応えるため最善を尽くすものである。この信頼関係の下で、医師等の医療専門職がそれぞれの役割分担に応じて、情報を共有しながら協働して患者の要望に応えていくことが期待されている。また、そうして行われた治療の結果の積み重ねが、医学の向上という公益目的に用いられ、医療の質の向上がもたらされる。こうした医療情報の特性は、税や所得などの情報とは異なるものであり、治療や医学の向上のための活用については、患者自身も期待しているものであると考えられる。医療分野における情報連携は、こうした患者・専門職間の信頼関係や、個益と公益の循環といった特性を踏まえて行われる必要があり、そこで扱われる情報は各機関ごとに責任持って分散管理されることを基本とし、また患者のプライバシーへの十分な配慮を前提として、患者の医療等のため、また公益目的のため必要な範囲で共有され、活用されるべきものである。医療等分野における情報連携基盤は、以上のような基本認識のもとに設計と運営がなされなければならない。

本検討会は、このような課題に応えるため、平成24年4月以降、9回にわたり検討を行い、その結果を本報告書として取りまとめた。政府には、本報告書を基に、具体的な制度設計に向けて更なる検討を進めることを求めたい。

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会座長 樋口 範雄
社会保障分野サブワーキンググループ座長 金子 郁容

医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書（要旨）

「社会保障分野サブワーキンググループ」と「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」との合同開催で、今年4月から検討を開始し、9回にわたり検討を行った。今後、関係者のご意見等を踏まえて、残された論点について、さらに検討を進める必要がある。

I. 医療等分野での情報の利活用と保護のための環境整備の基本的な考え方

- 行政機関等の法定事務での利用を想定する「マイナンバー法案」とは別に、医療・介護等の分野では独自に個別法を作り、対応することとされた。
- 医療・介護等の分野は、関係機関間での地域連携や医学の進歩等のために情報を利活用する必要性が高い反面、取り扱う情報には生命・身体・健康等にかかる機微性の高いものが多く、厳格な取扱いを確保する必要がある。
- これらの特性を踏まえ、番号、保護措置などの法整備を含めた環境整備の検討が求められている。



<検討事項>

- ① 本人の情報を識別するため医療等の分野のみで用いられる番号(医療等ID(仮称))のあり方
- ② 医療等分野の異なる機関間で、情報の共有・連携を安全かつ効率的に行うための仕組みの導入
- ③ 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)第6条に基づく格別の措置としての利用と保護のルールの整備

II. 医療等情報の利活用と保護に関する法制に盛り込むべき事項について

国民が自らの情報の取扱について安心でき、かつ医療等情報の取扱者が情報の利活用に萎縮しないようにするために、以下の検討を進める。

<主な検討事項>

- 情報の取得・活用での目的明示・本人同意のあり方
- 情報の保管時、委託時等における安全管理措置
- 国民の信頼・安心を確保し、情報の取扱者が萎縮しないための罰則のあり方
- 主務大臣・第三者機関の関与の仕組み
- 医療等に関する個人情報の範囲
- 死者の情報の取扱
- 安全に匿名化等された情報の取扱
- 小規模事業者に従事する者への適用
- 医療等の個人情報を取り扱う主体に共通するルール
- 適用除外に関する考え方

III. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について

- マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。
※政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。
- 残された論点は多く、特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。
また医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。

参考資料

- ◆厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>

- ◆診療情報の提供等に関する指針

<http://wwwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/150916-b.pdf>

- ◆診療情報の提供等に関する指針の策定について

<http://wwwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/150916-a.pdf>

- ◆個人情報保護法

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/index.html>

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/index.html>

参考文献

- ◆堀部政男編『プライバシー・個人情報保護の新課題』（2010年4月，商事法務）
- ◆宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第3版〕』（2009年4月，有斐閣）
- ◆園部逸夫編集『個人情報保護法の解説《改訂版》』（2005年2月，ぎょうせい）
- ◆前田正一『医療・介護 個人情報保護法』（2006年4月，金芳堂）

※なお、当日のスライドは後日下記のアドレスの「報告・講演記録」に掲出します。

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/medical/medical1.html>